

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

1. 概要

令和8年度から全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため「こども誰でも通園制度」が創設されます。

令和9年度からのサービスの充実を図るため、施設整備等にかかる民間事業者の支援に向け取り組みを進めております。

就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、施設整備を行う場合、「保育提供体制の確保のための実施計画」の提出について子ども・子育て会議の意見を聞くこととされておりますことから、ご意見を聴取するものです。

2. 乳児等通園支援事業にかかる施設整備等について

- ・事業者 社会福祉法人永遊舎（認定こども園やまつみ設置者）
- ・定員 5名

3. 今後の予定

	4月	「こども誰でも通園制度」開始
	10月	事業者による施設整備着工
令和9年	3月	施設整備完了
	4月	供用開始



保育提供体制の確保のための実施計画

1. 令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

※ 本様式は、令和8年度に、就学前教育・保育施設整備交付金又は保育対策総合支援事業費補助金における保育所等改修費等支援事業を活用し、乳児等通園支援事業所の整備を行う市区町村のうち、補助率の向上を希望する場合に提出が必要なものです。
当該交付金・補助金の補助率向上を受けずに整備を行う市区町村及び令和8年度中に当該交付金・補助金を活用しない市区町村は、提出いただく必要はありません。

担当者連絡先			
都道府県	宮城県	担当者名	
市区町村	塩竈市	電話番号	022-353-7797
所属（課・室）	保育課	メールアドレス	hoiku@city.shiogama.miyagi.jp

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前児童数	0歳児	209.	228.	224.	220.	215.
	1歳児	238.	248.	242.	237.	233.
	2歳児	240.	260.	260.	253.	249.
	合計	687.	736.	726.	710.	697.
対象児童数	0歳児	194.	189.	187.	184.	181.
	1歳児	110.	120.	118.	113.	111.
	2歳児	110.	120.	118.	113.	110.
	合計	414.	429.	423.	410.	402.
利用率	0歳児	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	1歳児	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	2歳児	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
（利用者数）	0歳児	0.	189.	187.	184.	181.
	1歳児	0.	120.	118.	113.	111.
	2歳児	0.	120.	118.	113.	110.
	合計	0.	429.	423.	410.	402.
必要受入時間数	0歳児	1,940.	1,890.	1,870.	1,840.	1,810.
	1歳児	1,100.	1,200.	1,180.	1,130.	1,105.
	2歳児	1,100.	1,200.	1,180.	1,130.	1,105.
	合計	4,140.	4,290.	4,230.	4,100.	4,020.
（必要備定量員数）	0歳児	0.	6.	12.	12.	12.
	1歳児	0.	6.	9.	9.	9.
	2歳児	0.	3.	9.	9.	9.
	合計	0.	15.	30.	30.	30.

保育提供体制の確保のための実施計画

3. 「こども誰でも通園制度」の実施における整備状況や課題等

(1) 「こども誰でも通園制度」に関して今年度受けたい採択及び財政支援と整備・改修する施設種別等について、あてはまるもの全てを選択してください。

(財政支援)

選択欄	財政支援
<input type="radio"/>	A 就学前教育・保育施設整備交付金(補助率の嵩上げ)
	B 保育所等改修費等支援事業(補助率の嵩上げ)

(整備・改修する施設種別)

	①認可保育所		②幼稚園	<input type="radio"/>	③認定こども園
	④家庭的保育事業所		⑤小規模保育事業所		⑥地域子育て支援拠点
	⑦児童発達支援センター		⑧その他 ()		

(2) 貴市区町村における「こども誰でも通園制度」の実施に向けた整備状況に関して、経過措置が終了する令和10年度当初に必要な整備量(必要定員数)に対する現時点(令和8年4月1日)及び当該年度の整備・改修終了時点における達成度について、あてはまる状況を選択してください。

(現時点(4月1日時点))

	①10%未満		②10%以上25%未満		③25%以上50%未満
<input type="radio"/>	④50%以上75%未満		⑤75%以上90%未満		⑥90%以上

(整備・改修終了(年度末)時点)

	①10%未満		②10%以上25%未満		③25%以上50%未満
<input type="radio"/>	④50%以上75%未満		⑤75%以上90%未満		⑥90%以上
	⑥100%				

(3) (1)で選択した財政支援A、Bを必要とする理由について、地域における保育ニーズや保育提供体制の状況等も踏まえながら記載してください。

令和8年度から実施施設3か所を確保しているが、全施設が一時預かり事業の曜日を区切った一般型にて限定的に実施するため、必要十分な保育提供体制が図れない。施設整備を行い、受入体制を整えることで、受入時間数の増加を図り、保育ニーズに応えることができる。

(3) 本様式の記載内容について、地方版子ども・子育て会議等で承認を得るなど、市区町村における意思決定の状況について記載してください。
※事後承認の場合であっても、各財政支援の申請時期までには承認を得ること。

	承認済み (承認時期: 令和〇年〇月)
<input type="radio"/>	事後承認予定 (承認予定時期: 令和8年3月)

4. こども誰でも通園制度総合支援システムの導入予定

こども誰でも通園制度総合支援システムの導入予定を選択してください。

選択欄	財政支援
	A 導入済み
<input type="radio"/>	B 令和8年度より導入予定
	C 導入予定は無い → 嵩上げ対象外であるため、本様式の提出は不要です。

設問は以上です。